

要望書（回答）

1. 戦車等が多く住民にとって安穩であるべき夜間の時間帯に公道を自走し、住宅街を通過することは、市民生活にも悪影響を与えるものであることを踏まえ、住民に不安や迷惑等を与えることがないように自衛隊に申し入れを行うこと。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

市におきましては、市民の皆様からの声を踏まえ、陸上自衛隊第7師団に対して、キャタピラへのゴムパット装着や、市街地における時速20km以下での低速走行など、市民生活への最大限の配慮について事前に強く要請しており、実際の訓練においては、この要請内容に沿って実施されております。

また、訓練当日には、市として現地に職員を配置して騒音振動を測定するなど、市民生活への影響の把握に努めているところでございます。

2. 苫小牧市内で、午後10時から午前6時までの間に陸上自衛隊の戦闘装甲車の公道走行の実施が予想される場合は、適切な地点を設定し騒音調査を行うこと。その結果も含め、可能な限り詳細な情報を市民に適切な形で提供できるようにすること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

市民の不安解消に向けては、適切かつ丁寧な情報発信が重要と認識しており、これまでも訓練実施前に、市ホームページやフェイスブック、LINE、北海道新聞及び苫小牧民報に訓練概要等を掲載する他、走行区間の沿道世帯に対して事前に周知チラシを配布するなど、様々な手法で周知を図っております。

また、訓練実施後には騒音・振動の詳細結果を市ホームページに掲載しているところであり、今後とも、適切かつ速やかな情報提供に努めてまいります。

3. 「非核平和都市条例」を有する苫小牧市の東西の港は商業港であり、軍事利用は認められないということを、市長は市民を代表する立場として機会を捉え表明すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

港湾法では「何人に対しても施設の利用その他港湾の管理運営に関し、不平等な取扱いをしてはならない」とされており、自衛隊のチャーター船を活用した訓練という理由から、入港を拒否することはできないものと考えております。

団体名：苫小牧港の軍港化阻止実行委員会

回答日：令和5年8月16日

4. 「非核平和都市条例」を有する苫小牧市の公道で戦車等の自走訓練が行われることへの懸念を、市長は市民を代表する立場として表明すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

自衛隊の訓練につきましては、国土防衛のため有事に備えた様々な想定のもとで国が決定しているものであり、戦車の公道走行についても、道路を所管するそれぞれの機関と陸上自衛隊との協議を経て、許可を受けて実施されるものであることから、市として中止を求める立場にないものと考えております。

市としましては、今後とも市民の安全・安心を守る立場から、機会を捉えて自衛隊に対して市民からのご意見等を伝えるとともに、市民生活への影響を把握するため、現地に職員を配置して騒音振動を測定するなど、万全の体制で対応してまいります。